令和８年（フ）第１８５号
静岡県富士市加島町３番11号　サークルエッジ106号
債務者　市川　ひとみ　（旧姓：石田）
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２２３号
三重県四日市市天カ須賀四丁目８番29号　Ｔ・ミルキーウェイ101、前住所愛知県名古屋市港区正徳町４丁目90番地の２
債務者　土井　麻也
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第４１３号
兵庫県姫路市大野町43番地　インタービレッジ野里501号
債務者　榎本　理栄
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４３２号
兵庫県加古川市平岡町新在家918番地の１　ベルメゾンＫ205号
債務者　大橋　慶明
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４４１号
兵庫県姫路市青山南１丁目３番４－202号　県公営住宅青山団地４号棟
債務者　千葉利音奈
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４６３号
兵庫県姫路市林田町下構182番地　市営下構住宅３棟303号
債務者　福山　若奈
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４７７号
兵庫県姫路市飾東町塩崎892番地１　シティハイムマリノス２Ｆ202
債務者　益田　彩加
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４８１号
兵庫県姫路市書写1019番地270、従前の住所　兵庫県姫路市広峰２丁目５番８号
債務者　宮本　未来（旧姓吉田）
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４８５号
兵庫県姫路市広畑区才1030番地
債務者　森下　豊子
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４２８号
岡山市北区下伊福２丁目４－18　コーポ下伊福206、住民票上の住所岡山県久米郡美咲町西川935番11地
債務者　山本　結菜
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５０１号
岡山市南区浜野三丁目２番４号　ビューパレー浜野202
債務者　小川　陽子
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５２２号
岡山市中区浜一丁目５番30号　後楽コーポ１階106号室
債務者　森元　　旭
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５２９号
岡山市中区兼基122－６、住民票上の住所岡山県総社市井尻野1485番地１
債務者　堀　　誠哉
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５３３号
岡山市南区浦安本町124番地３　シルフィード202号、旧住所岡山市東区金岡西町151番地１　ラ・ヴィータ金岡西町弐番館202号室
債務者　居福　直樹
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８４号
広島県三原市宮浦４丁目８番20号　グループホームかおん
債務者　浅山　優香
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
広島地方裁判所尾道支部

令和８年（フ）第１４６号
広島県福山市草戸町５丁目７番３－３号
債務者　小山美由紀
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１０６号
山口県下関市大字田倉70番地16
債務者　松永美保子
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係